



19春闘でJP労組が交渉し実現！！

アソシエイト社員の扶養手当制度

4. 1から適用される！

支給対象者

アソシエイト社員のうち、月給制契約社員、時給制契約社員及び短時間社員

支給対象期間

社員が60歳に達した日以後における最初の3月31日まで

支給要件および手当額

扶養親族 の区分	時給制 契約社員	月給制契約社員 (下記は週所定労働時間)			短時間社員
		40時間	35時間	30時間	
①配偶者	28円	4,800円	4,200円	3,600円	2,400円
②子ども	29円 (※54円)	5,000円 (※9,400円)	4,300円 (※8,300円)	3,700円 (※7,100円)	2,500円 (※4,700円)
③父母及び祖 父母④弟妹・ 孫⑤重度心身 障害者	7円	1,200円	1,100円	900円	600円
⑥特別加算	23円	4,000円	3,500円	3,000円	2,000円

次のいずれかに該当し、他に生計の途がなく主として社員の扶養を受ける者

- ① 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- ② 満22歳以下の子（満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）
- ③ 満65歳以上の父母及び祖父母 ④ 満22歳以下の弟妹及び孫 ⑤ 重度心身障害者
- ⑥ ②又は④のうち、満15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族については、一定額を加算する。

☑収入年額が134万円以上の者、他企業等から扶養手当に相当する手当を受給している者は対象外

☑社員が他の者と共同して同一人を扶養している場合、社員がその者の生計費の2分の1以上を実際に負担している場合に限り対象とする

☑②子どもにおける※の手当額は、配偶者を欠く社員の子のうち、一人目のみに適用する。

☑時給制契約社員には正規の勤務時間における勤務に対して時給で、月給制契約社員及び短時間社員には月給で支給する。

【他の手当の算式変更】

社員区分	手当項目	現行の算式	見直し後の算式
時給制 契約社員	臨時手当	対象期間に支給した基本賃金の合計額 ÷ 6 × 支給率	対象期間に支給した基本賃金 及び扶養手当の合計額 ÷ 6 × 支給率
月給制 契約社員	地域手当	(基本月額 + 調整額) × 地域手当支給率	(基本月額 + 調整額 + 扶養手当) × 地域手当支給率
	時間外・祝日・ 深夜割増賃金	(基本月額 + 調整額 + 地域手当) × 1.2 ÷ 年間所定勤務時間数 × 割増率	(基本月額 + 調整額 + 地域手当 (※)) × 1.2 ÷ 年間所定勤務時間数 × 割増率
	臨時手当	(基本月額 + 調整額 + 地域手当) × 0.3 × 2.0	(基本月額 + 調整額 + 地域手当 (※) + 扶養手当) × 0.3 × 2.0

※ 地域手当及び調整手当の算式には、扶養手当を含む

初期対応による申請スケジュール

	事実発生日 ※3	手当申請期限	不備対応期限	手当支給開始 ※4
A申請 ※1	1月19日(日)	2月3日(月)	3月6日(金)	月給制及び短時間 ……4月月例
B申請 ※2	2月3日(月)	2月18日(火)	3月19日(木)	時給制 ……5月月例

※1 A申請＝現契約においてアソシエイト社員である者

※2 B申請＝2020年4月1日付でアソシエイト社員となる予定の者

※3 事実発生日後に、結婚・出産等により新たに扶養の事実が発生した場合の申請期間については、現契約においてアソシエイト社員である者、2020年4月1日付でアソシエイト社員となる予定の者とともに事実発生日から15日以内（正社員における現行の扱いと同様）とする。

※4 アソシエイト社員への扶養手当の支給は、2020年4月給与支給日から開始する。ただし時給制契約社員は、4月の勤務実績に基づき5月給与支給日から支給を開始する。

ポイント

4月2日以降にアソシエイト社員となる場合

アソシエイト社員の契約開始日を事実発生日として取り扱う。そのため、契約開始日から15日以内に申請を行うことで事実発生月の翌月（事実発生月が初日であれば同月）から適用を開始する。

詳細についてはJP労組ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

JP労組ホームページ⇒組合員専用サイト⇒交渉情報⇒日本郵政グループ各社共通

